



令和8年度



学校給食費に関する



おしらせ



令和8年度も四国中央市は学校給食費を無償化します

～ 本来は保護者のみなさまにご負担いただく給食費を、市が負担して実施します～

学校給食では、子どもの心身の成長と健康維持に必要な栄養を満たすだけでなく、地産地消をはじめ地域の食文化を伝承していくために、様々な工夫を行っています。今後も、食育の教材「学校給食」を通して、学校、家庭、地域のつながりを深め、より良い食育を推進していきます。

■ 学校給食費の改定について

主食をはじめとする食材費の高騰をうけて、学校給食の質と量を維持するために1食あたりの給食費を改定します。

	小学校	中学校
令和7年度給食費	296円	336円
令和8年度給食費 (1食あたり)	340円(+44円)	390円(+54円)
月額給食費	約5,700円	約6,400円
年間給食費	約62,700円 (年間予定回数:184回)	約70,400円 (年間予定回数:179回)

※上記は、通常であれば保護者のみなさまにご負担いただく金額です。

■ 学校給食費の無償化について

期間

令和8年4月分から
令和9年3月分まで

対象

市内小中学校に
通う児童生徒

手続き

不要
毎月の請求は
ありません

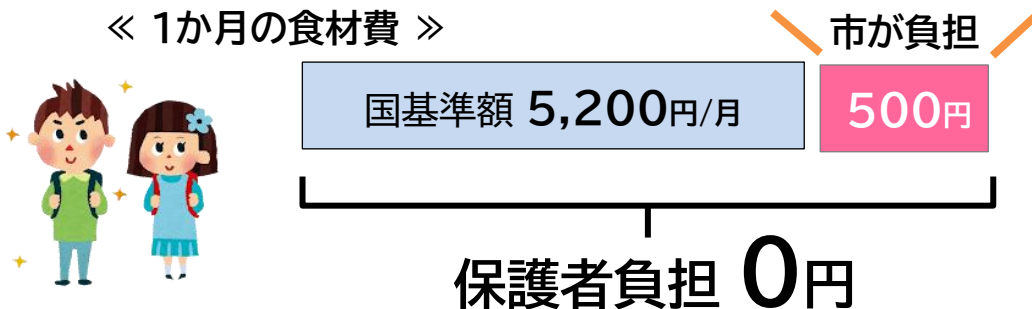


令和8年度の学校給食費無償化のしくみ

【小学校】

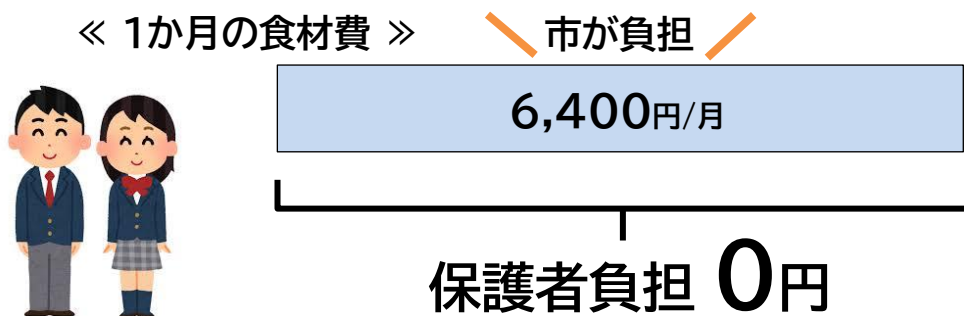
令和8年度から国の制度により、児童1人あたり5,200円/月額(基準額*1)が市へ交付されます。しかし、本市の給食費は月額5,200円を超える見込みです。

基準額を超える食材費の不足額500円分は、本来であれば保護者負担となりますが、令和8年度は市が負担することにより、完全無償化となります。



【中学校】

国の制度がまだ決まっていないため、令和8年度も市の予算で本市独自の無償化を継続いたします。



■ よくある質問

Q. アレルギー等の理由で、給食を全く食べていませんが、補助はありますか？

A. 給食を全く食べられない方(完全弁当持参)に対しては、給食費相当額を補助します。対象の方には、学校を通じてお知らせします。

■ 令和9年度以降の取扱いについて

▶ 市町村給食費負担軽減交付金の基準額*1は毎年見直されます。

学校給食費の抜本的負担軽減に係る国の基準額は毎年、物価変動などを加味して見直されるため、基準額に変更がある可能性があります。

令和9年度以降は、国の制度や市の財政状況等により、国の基準額等が本市給食費を下回る場合や、本市の給食費の額が変更となった場合により差額が生じたときは、学校給食法*2に基づき、保護者の皆様にご負担いただく場合があります。

*1 国の基準額は5,200円/月です。

*2 学校給食法では、給食設備や人件費等は市の負担とされており、食材に係る経費は学校給食費として保護者負担とされています。

